

第6回教育振興審議会会議録

- 事務局** 委員の皆様、本日は、お忙しい中「第6回宮城県教育振興審議会」にご出席いただきありがとうございます。
- はじめに会議の成立についてご報告申し上げます。本日は、四ツ柳隆夫委員、佐藤雅子委員、猪平眞理委員、鈴木安子委員、奥山恵美子委員の5名の委員が欠席されています。
- したがいまして、本日の出席者は15名であり、過半数の委員にご出席をいただいておりますので、教育振興審議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。
- 次に、お手元の会議資料の確認とマイクの使用方法につきましてご説明いたします。会議資料は、次第と出席者名簿、座席表のほかに資料1から資料4までを用意してございます。不足等ございませんでしょうか。
- 続きまして、マイクの使用方法でございます。前回までと同様でございますが、ご発言の際は委員の皆様の前面のマイク装置右下にございますスイッチをオンにいただき、マイクのオレンジ色のランプが点灯してからご発言をお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら恐縮ですが必ずスイッチをオフにいただきますようご協力をお願いいたします。
- それでは、ただいまから第6回宮城県教育振興審議会を開会いたします。開会に当たりまして、宮城県教育委員会教育長小林伸一からごあいさつを申し上げます。
- 教育長** 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
- 委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。
- 平成21年度も後半に入りまして、教育振興協議会の審議も山場に差しかかってきております。本日は前回に引き続きまして、答申の中間案についてご審議をいただくこととなっております。前回の審議会では、それまでのご検討内容をもとに、本県教育の現状や今後の施策の方向性等について事務局で整理いたしまして、答申の中間案としてお示しをいたしましたが、委員からそれに対しさまざまなご意見をいただいたところがございます。今回はそのご意見等を踏まえ、必要な追加・修正を行っておりまして、前回お示ししたものと大きく変わっている部分もございます。後ほど事務局から説明があるかと思いますが、本日の中間案につきましては、今後パブリックコメントを実施いたしまして、広く県民からご意見をいただく予定としてございます。委員におかれましては、本県教育の発展のために本計画がより実効性のあるものとなるように、ぜひとも忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。
- 簡単ですが、開会のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局 本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿及び座席表のとおりでございます。また、梅原克彦委員にかわりまして、本日はご欠席でございますが、宮城県市長会会長の奥山恵美子委員が新たに就任されたことをご報告申し上げます。

それでは、これより先は四ツ柳会長がご欠席のため、川島副会長に議事進行をお願いいたします。

川島副会長 皆様、御苦労さまです。今日は、四ツ柳会長がご欠席ということで、私がかわりに司会進行を勤めさせていただきたいと思っております。

では、最初に議事を進めていきたいと思っておりますが、議事の1番「教育振興基本計画（答申中間案）」について、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

教育企画室長 では、教育振興基本計画（答申中間案）につきましてご説明いたします。

資料1として、答申中間案の本体でございます。2といたしまして、第4章の施策体系の変更をまとめたものでございます。3といたしまして、前回の第5回審議会で審議いただきました意見への対応を整理したものでございます。なお事前に資料を送付させていただいておりますけれども、若干変わった事項もございます。大変申し訳ありませんが、ご理解いただきたいと思います。

また、前回の審議会におきましては、教育振興基本計画の最終の形を審議いただいたところでございますけれども、それに対しまして重点的取組が多過ぎるのではないかとということ、本県の課題と施策について関連をもう少し明確にすべきではないかということ、全体構成にかかわる部分についてもご意見いただいたところでございます。構成も大きく変更しているところがございますけれども、資料1の答申中間案に沿ってご説明させていただきます。

では、資料1の1ページをお開きください。第1章「計画の策定に当たって」でございますが、ここにつきましては、修正した箇所については下線を引いておりますけれども、基本的な文言の整理ということでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。第2章「本県教育の現状」の「1 本県教育を取り巻く社会の状況」についてでございます。これにつきましては、本県における社会の状況の変化がより明確になるよう、例えば2でございますけれども国際化、情報化、労働環境、環境等の各項目におきまして、本県の状況を示す統計データを盛り込んだところでございます。

次に、3ページの中段になりますが（7）といたしまして、教育において大きな役割を果たす地方自治体の変化として地方分権型社会の進展と厳しい財政状況という項目を追加したところでございます。それにあわせて一部文言の整理を行っているところでございます。

次に、4ページの「本県教育の課題」というところでございます。前回お示ししました第4章の中には、「現状と課題」という部分がございます。これと第2章部分が重複している部分があるということ、ご意見といたしまして学校教育以外の課題の記載が薄いのではないかとということ、それから10年間の間にどういふふうに変ったか明確にすべきではないかということ、あと課題と施策の関係をよりはっきりできないかということといただいたところでございます。

検討させていただきました結果、前回の第4章に記載しておりました現状と課題につ

きましては第2章にまとめて記載するというにさせていただきます。それに伴いまして、第4章に記載しておりました図表についても第2章の方にまとめて入れ込んでございます。

では、その第2章の「本県教育の課題」につきまして説明させていただきます。

課題につきましては、大きく四つの項目に分けてございます。

まず、子どもたちの状況、次に学校の教育環境の状況、次に家庭・地域の教育環境の状況、最後に生涯学習・文化芸術・スポーツの状況にの四つでございます。

まず、子どもたちの状況につきましては、学力について、高校卒業生の進路について、体力・運動能力についてという形で以下6点の宮城県の状況についてデータも入れて記載しているところでございます。

次に、学校の教育環境等の状況につきまして、教員の状況と学校の運営の状況についてという観点で二つの項目を記載しているところでございます。

次に9ページになりますが、家庭・地域の教育環境の状況ということで、家庭の教育環境と地域の教育環境と安全・安心の確保という3点で記載しているところでございます。

次に4番目でございますが、生涯学習・文化芸術・スポーツの状況という観点から、生涯学習・芸術関係とスポーツについての宮城県の現状について、できるだけデータを踏まえながら変化がわかるような形を心がけて記載したところでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。12ページは、第3章の関係ですけれども、第3章につきましては、計画におけるその目指す姿と、計画の目標について記載するところでございます。目指す姿につきましては、今まで「調整中」としてきてございました。前回につきましては、「仮」ということで「社会総がかりで宮城の子どもの未来を開く」というふうに示しておりましたが、今回は、第2章で社会の状況を書いたところでございますけれども、これを踏まえて、この計画の目標年次である10年後の宮城の教育がどういう姿かをイメージして目指すべき姿という形でここに記載しているところでございます。それで、12ページの下のところでございますが、目指すべき姿として「学校・家庭・地域の強い絆のもとで、未来を担う高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。そして、人々の生涯にわたる多様な学びと交流の中で、潤いのある文化を守りはぐくむ地域社会が形成されています。」という姿をイメージして記載しているところでございます。これに伴いまして、全体の文書も文言を精査させていただいてございます。

次に13ページでございます。13ページにつきましては、「計画の目標」として四つの目標を記載しているところでございますが、この目標自体は今回は変更してございません。一部文言を整理してございます。例えば、(2)の中段のところにおきまして、「歴史の中で生きてきた先人や年長者を尊ぶ心を醸成し」、というところは、審議会でいただいた意見を踏まえて若干文言を整理しているところでございます。

次に、第4章でございます。第4章の全体の構成につきましては、14ページで示しているところでございます。前回の審議会におきまして、重点的取組として17の取組を示しておりましたけれども、17というのは重点的取組として多すぎではないかというご意見を踏まえまして、今回、施策の方向については7から6、重点的取り組みについては17から11に変更して整理しているところでございます。その整理統合した内容につきましては、すみませんが資料2のほうに用意してございますので、そちらでござ

説明させていただきたいと思えます。

この資料2の左側に「施策の基本方向」の変更部分を示してございます。右側の方には、重点的取組の変更部分を記載してございます。最も左の欄に1から7番目まで番号が振られてございますが、これにつきましては、前回この計画の全体的な施策の体系として、1から7までという7本の施策の方向を示してございました。これにつきまして、「新」というところに書いてございますが、一番左の4と5は、「教員の資質・指導力の向上」と「信頼され魅力ある教育環境づくり」という形で別々に示してございましたけれども、教員の資質・指導力の向上につきましても教育環境づくりの中に含まれるということがございまして、今回、新たなその施策の基本方向といたしましては4と5を統合した形で6本として、整理しているところでございます。

次に、右の方の重点的取組をご覧いただきたいと思えます。

「旧」のところに番号として17が振ってございますが、「新」というところについてこれを整理しまして11に変更してございます。

まず、一番上から説明させていただきます。「基礎・基本の定着と活用する力の伸長」というのと、2番目といたしまして、「小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進」となっております。皆様にお送りしたところについては、多分ここは、変更がない形でお送りさせていただいたと思えますけれども、若干これについては変更させていただいております。まず1ですが、「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」としてございまして、「基礎・基本」という言葉をより県民にわかりやすくするという観点から「基礎的な学力」という表現でここについては修正させていただいております。

次に、キャリア教育の推進についてですけれども、自分の適性を踏まえながら社会の中でどのように役割を果たせるかを踏まえて、それぞれの生き方を考える教育を目指すという観点でキャリア教育というものを記載しているところでございますが、「キャリア教育」という言葉につきましては、一般の社会におきましては、例えば資格取得も含む職業的な技能の習得という狭い範囲で捉えることも多いということでございまして、本県としてここに記載している「志教育の推進」という観点で、こういう呼称でもって推進したいということで、今回示させていただいたところでございます。

次に、「3 思いやりの心を持ち想像力に富んだ子どもの育成」と、「4 悩みを抱える児童生徒への支援」でございまして、ここの3、4につきましては、子どもの心の育成と悩みを抱える子どもへの支援というのは、関係が深いということがございまして、一体的に取り組む必要があることから、「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」として統合させていただいております。

次に、「6 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成」と「7 食に関心を持ち、元気な子どもの育成」でございまして、ここの6、7は宮城県ならではの重要な取組でございまして、比較的狭い範囲の取組であるということもございまして、今回重点的取組とはしないということで整理をさせていただいた次第でございまして、

次に、8番目はそのままでございます。

9番目の教員の研修もそのままでございます。

次に「10 県立高校の改革の推進」ということでございまして、これも、小・中・高の中で、県立高校を抜き出して記載しているものですから、これについても、その部分だけを重点的取組にはしないという方向で整理させていただきました。

次に、「みやぎらしい協働教育」と、「安全・安心な子育ての環境づくり」についてでございます。みやぎらしい協働教育につきましては、以前審議会で、重点的取組にできないかという意見がございまして、重点としたところでございますけれども、今回整理をするに当たりまして、みやぎらしい協働教育の観点と安心な子育て環境づくりという関係をまとめまして、9番目として「地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり」というふうにまとめてこれを記載していきたいと考えてございます。

13番目の「親の学びと子育てを支える環境づくり」というのは、そのままにしたいと思っております。

次に、「15 生涯にわたる多様な学習機会の提供」と、「17 文化芸術による地域の活性化と担い手の育成」でございますが、生涯学習につきましては、文化の活動と不可分だということがございまして、これについては新しい番号で言いますと10番でございますが、「地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」として統合させていただいてございます。

生涯スポーツの関係については従来どおりとしまして、前回17あった重点的取組は全部で11に精査しているところでございます。

その重点的取組の整理に伴いまして、基本方向が全体で7本あったわけですがその記載についても変更しております。すみませんがその個別の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

次に、46ページをお開きください。46ページにつきましては、「計画の推進」として、計画の進行管理等についての記載と、さらには、関係機関との連携についてでございますが、これにつきましても下線を引いている部分について文言の整理をしたものでございます。

一番重要なところであります第4章について、まとめたペーパーで簡単に説明いたしましたけれども、このような趣旨で、今回大きな構成を変えさせていただいているところでございます。

次に、資料3をごらんいただきたいと思っております。資料3につきましては、第5回審議会でいただいた意見についての対応をまとめたものでございます。

左側に該当章を記載してございます。1ページでございますけれども、これについては、第2章の「本県教育の現状」に対するご意見でございました。第2章につきましては、先ほどご説明いたしましたように、かなり変更してございます。一部中段でございましてけれども、「みやぎにはみやぎの特性があり強み・弱みもある、もう少しみやぎらしい表現を内容できないか」ということがございました。これについては、把握できるデータ等については記載したところでございますが、これをみやぎらしいと言っているかということがございまして、基本的には「修正せず」という表現にしているところでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。2段目にございます、第3章の関係でございます。第3章については、「目指す姿」と「計画の目標」でございまして、師への尊敬とか人を尊敬するということが大事ではないかというご意見をいただいているところでございます。これにつきましては、目指すべき姿の説明、あるいは下の方になりますけれども計画の人づくりの目標のところ、このことの重要性について追加して記載しているところでございます。それから、目指すべき姿につきましては、先ほど言いましたような形で今回は提案させていただいているところでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。一番上のところにつきましては、全体の施策のまとめ方といたしまして基本方向と重点的取組の二つに分けているところでございますけれども、この二つの関係がわからないのではないかとのご意見をいただきました。これにつきましては、第4章の一番先のところに基本方向と重点的取組の説明を入れて分かり易くしているところでございます。

次に、基本方向のところ、その順番として学力の関係と心の問題というのがあるわけでございます。前回示したものでは、学力の関係が最初にありまして、次にキャリア教育、その次に心の問題とあったわけでございますけれども、心の教育が一番上に持ってくるのがいいのではないかとのご意見がございました。これについても、うちの方で検討させていただきましたけれども、一般的なその知・徳・体の従来どおりの順番が分かり易いのでは、ということで、「修正なし」としているところでございます。

次に、重点的取組について少し整理するべきではないかという観点から様々なご意見をいただきました。これにつきましては、先ほど資料2で説明したとおりでございます。

下の二つでございますけれども、各重点的取組の中におきましては家庭・地域に期待する観点を記載しているところでございますけれども、この書き方につきまして、家庭・地域にお願いすることは具体的に書いておいて、行政がやる分については抽象的じゃないかというご意見をいただきました。これについても一部修正はしてございますが、家庭については少し明確に出したいというのと、行政については10年の計画ということもありましてなかなか具体的な中身は書ききれないという事情がございまして、これは基本的にそのままにしているところでございます。

それから、家庭と地域の取組の部分、まとめて書いた方がいいのではないかとご意見もいただきました。これにつきましては、各施策の中で、家庭や地域との関連を明確にした方がいいということを考えてございまして、従来どおり、各取組の中で書くという整理にしているところでございます。

次に、4ページでございますが、ここににつきましては幼児教育についての重要性について記載しているところでございます。その中で、修正後のところですが、幼児教育について追加して記載しているところでございます。この4章の追加記載のところ、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる云々と書いてありますけれども、ここににつきましては、申し訳ありませんが、修正途中の文言のままになってございます。資料1の16ページをお開きください。16ページの(3)幼児教育の充実のところの1番目のところに、「幼児教育の質を高めるため・・・」とございます。すみませんが最終段階ではこういう形で書いてございます。これは、修正していただきたいと思います。申し訳ございませんでした。そのような観点で、幼児教育については少し追加記載をしているところでございます。

次に、教員の免許更新制の関係がございました。これについては、研修体系に盛り込んだ方がいいのではないかとのご意見がございましたけれども、これも、具体的な取組でございますので、施策の柱としては削除しているところでございます。あわせて、外部人材活用だけではなくて人的な手当も考えておくべきではないかとのご意見をいただきましたけれども、なかなかこれも県だけで取り組むのは難しいことございまして、追加して記載はしてございません。

次に、同じく本文の19ページについて、4ページから5ページにかけては、外部人材活用との関係についてのご意見への対応となっております。前回は、教職員を支える

環境づくりの中で外部人材の活用について書いてございましたけれども、教員の多忙化という観点から外部人材活用を書くとは誤解を招くのではないかとご意見をいただきましたので、教職員を支える環境づくりの推進という項目からは外部人材の関係は外しているところでございます。

次に、5ページのところでございます。2段目でございますが、環境教育が今一つ見えないというのと、その地域の団体の中で環境教育というものを推し進めるべきではないかというご意見がございまして、ここにつきましては基本方向の5のところの家庭・地域・学校が協働という観点の中の一つとして体験学習というのがあるのですが、そこの中に地域の環境を学ぶという観点を追加して記載しているところでございます。

次に、使う力、応用力をつけるためには、やはり体験が大事ではないかという視点からご意見をいただいております。これについては、志教育に関する部分で記載しているところでございます。

一番下でございまして、道德教育の関係についてもいただいております。道德教育については教科としての道德という形で書いていますけれども、幼児教育も含めて書くという科目はないということがございまして、その観点を踏まえて、体験活動とか発達段階に応じた道德教育の充実という観点をに入れて修正しているところでございます。

6ページでございまして、心の教育の中で対話を重視した教育という観点で書いてございましたけれども、「対話」というと哲学的なイメージを起してしまうので、用語の修正ができないかということでございました。これにつきましては、「人とのかかわりを重視した学習の充実」というように修正をさせていただいております。

もう1点、協働教育の関係でございまして、協働教育というのは、学力の向上にも関わってくるので、学校教育の中にも書いていただきたいということでございました。これについては、当然その協働教育につきましては学校教育と社会教育との間に立つものだと思いますけれども、記載する場所といたしましては社会教育の中で従来どおり記載させていただいたところでございます。

それから、一番最後でございまして、関係部局との連携を十分に図ってほしいということでした。これにつきましては、修正前、前回も書いていたところでございますので、修正はしないという形でしたところでございます。

以上が、前回いただいた意見に対しての修正したところでございます。一番大事な4章分の修正についてご説明しなかった部分があるのですが、説明としては以上とさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

川島副会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から全体の構成と前回からの主な変更点について説明がございました。

まず、これからの審議の進め方なのでございますけれども、効率的に審議していくために最初に第1章から第3章までにつきまして、それから第4章について、最後に第5章についてというふうに三つに区切って審議をしていこうと思います。よろしくご協力ください。何がどう変わったかという、多分ざっと流れたので、ついていけなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、前回の審議内容にどう対応したかということが資料3に書か

れておりますので、これを対照しながらご自身のご意見がどう反映されたのか無視されたのかということを含めて、このままで進めていくことの可否もご意見を賜ればというふうに思います。

では、まず1章から3章につきまして、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

とりあえず、この1章から3章に関しましては、構成が大きく変わったということが一つ、あとは文言の修正があるということで、大きくコンセプト自身は変わったりはしていないというふうには思います。

では、皆さん考えている間に私の方から発言させていただきます。前回、庄司委員から「宮城らしさ」というところについてのご指摘があって、これがやはり非常に盛り込むのが難しいということなのですが、こここのところは、やはり皆で知恵を絞らないと、その後に4章から後ろにもかかわるのですけれども、結局やりたいことのリストを見ていくと、何県のリストであってもこれそのまま当てはまってしまう話なのです。宮城県であるということが見えてこない。それで、そこを少なくともそ宮城県として、ここは特色があるんだということはどこなんだということの整理はやはりきちっとつけておいて、宮城県の独自のものということに関して何かわかるような、マークがついているようなという構成があっていいのかなという気は私もいたします。このままだとやはりまだまだ、難しいのですけれども総花的にどうしてもなってしまうのですが、県の特色というものは一体どこにあるんだということに対する答えが、私自身もこれで説明するときにはここは宮城の誇るところだと外に向かって説明をしようと思うと、では一体どこだろうというふうになってしまうのです。例えば、教育委員会様の方としてはそのどこが宮城らしいというふうに、こういう構築の中で一番考えていらっしゃるかどうかという論点整理できていれば教えていただきたいですし、もしきちっとできていなければ委員の先生方からもここが宮城らしいところじゃないかというご意見がありましたら賜りたいというふうに思います。

教育企画室長

2章の観点だけから言いますと、2章の中身としては本県教育の課題として書いている部分がありまして、どちらかというと宮城県の子どもたちというか教育環境はどういう課題を持っているかという観点で書いているということがございまして、そこの中には例えば子どもたちの学力、運動能力いろいろなものがあるのですけれども、そういう形で書いているというのもございます。

川島副会長

前回庄司委員の方から、逆に宮城らしさという表現がほしいというご意見があったのですけれども、実際その辺りは、庄司委員としては、どういったことに宮城らしさというところを求めるべきだとお考えかというようなご意見がもしございましたらお聞かせ願えればと思います。

庄司委員

はい。発言した責任もあるのですけれども、確かに具体的にこの中にどういうふうに表示かというのを明確な腹案があって発言したということでもないのですけれども、県全体を見渡したときに、一つ挙げられるのはやはり宮城県の置かれた地理的条件を考えれば、豊かな自然環境があり、豊かな食材にも恵まれ、そういう他県とは違った豊かさがあるのだらうと思います。そういう意味では、先ほどもありましたけれども、そういった自然環境を生かしながらいろいろな体験活動を通して、特に小学生・中学生で、そ

ういった自然環境を生かした体験活動を重視するようなそういう教育活動というのが一つあってもいいのかなと思います。アクションプランが今後具体的につくられていくのだらうと思いますので、そういう中でより具体化されてはいくのかなというふうに思っていました。一つはそういった地理的な豊かさ、置かれた自然環境の豊かさというものが考えられます。

それから、仙台中心にはなってしまうのですが、学都仙台というふうに言われるような、いわゆる高等教育機関が、あるいは研究機関が非常に整っているのが仙台を中心としたこの宮城の特色の一つでもあるのかなと思います。そういう意味で、これもアクションプランにかかわるのだらうと思うのですが、地域あるいは家庭との連携ということが大きく今回うたわれているわけですが、そういった高等教育機関などのかかわり合いをどう特色づくっていくかというふうなことも柱の一つ、考え方の一つとしてあっていいのではないかなという思いがありました。その2点、余り具体的ではないのですがその2点でございます。

川島副会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方に関しましても、「宮城らしさ」ということは何かということで、もしご発言がございましたらお願いしたいのですが。竹田委員お願いします。

竹田委員 今回の重点的取組の変更の2番にあるように、志教育というものが入っていて、私はこれを見たときにとても思い切ったものを入れてくださってとてもうれしいなと感じました。なので、これに基づいて情熱、宮城県を愛していて情熱を持った人材をつくることを目標に、目標というかその宮城らしさにしていっていいのではないかなと思います。宮城らしさをこれからもその10年間の目標の中で、これからつくっていけばいいのではないかなと思います。私事なのですが、数か月前まで就職活動をしていて、やはり地元で活躍したいという友人がなかなか少なくなっているなというのが印象にありまして、やはり東京に行きたいとか大都市、仙台よりほかの都市で働きたいという人が多かったので、地域に根づいて宮城県で起業したいとか宮城県を活性化したいという人材をつくるような情熱を持った人材をつくるというのはいかがでしょうか。

川島副会長 はい、ありがとうございます。

ほかの委員の先生方は何かございませんでしょうか。今のところ宮城らしさということで、庄司委員から豊かな自然、高等教育機関が整っていること、それから竹田委員の方からは、志教育というキーワードが宮城らしさとして提案されたのでこれをうまく補完するようなものを持って来れないかというようなご意見でございます。

恐らく非常に難しいのですが、宮城らしさとは何かという一番頭のところの思想ですね、これがやっぱりあるかないかということは県民の皆様にも、別にわかっているよと言われてしまうのか、やはり宮城のためのものなんだというふうに感じるのかということと大きく違ってくると思いますので、恐らくこの目指す姿の最初のイントロダクションのところにはやはりその宮城県のこういった特色を生かした宮城県ならではの教育を目指すんだという1行を入れていただくと、より身近なものになるのかなという気が私はいたします。とりあえず私の方からこの宮城らしさというところについて今ディスカッションをさせていただきました。

そのほか、これも含めまして1章から3章までに関しまして委員の先生方向かご意見ございましたらぜひ忌憚ないご意見お願いいたします。

高橋委員

前回、欠席したもので、流れが若干見えなかったのですが発言をしたいと思います。

私も宮城らしさのところについて触れさせていただいてもよろしいでしょうか。私はPTAという形で社会的な立場ではいるのですが、宮城らしさというのは以前にも協働教育のことを随分こだわって言いましたけれども、宮城県の教育のいいところは、教育は教育行政でやっているというのではないということだと思っています。つまり、首長部局のところも人づくりとかそういったところに大きく力を注ぎましょうという意識づけが、県の教育委員会の協働教育で平成17年から4年間取り組んだことによって、各自治体にかなり定着してきているということと、以前からもそういう風潮は社会教育の推進という観点から絶えず根強い県ではないかなというふうに思っています。ですから、子どもたちは地域の宝だとか、学校というのは地域にとって特別な存在価値のある施設だというような認識が以前からあったものですから、学校は先生だけではなくて、家庭も地域もみんなで取り組んで子どもたちを育てましょう、それでその地域の核となるのが学校だというようなことがずっとありまして、それで冒頭に言いましたように教育は教育行政だけではなくて首長部局も一緒に首長部局と教育委員会が一緒になってやっていくということで、実際にそういう実績も大分積み重なってきましたので、そういったところが私は宮城らしさだと思っています。そういったところはこの計画にも所々に入っていますのでそんなに不満ではないのですが、私が考える宮城らしさというのはそういったところにあるのではというふうに考えています。以上です。

川島副会長

ありがとうございます。

協働教育という観点からの切り口で、やはりイントロダクションちょっと強調したなというふうに今私も思います。

ほかには、ございませんでしょうか。多分に紹介しきれていないところが。はい、お願いいたします。

庄司委員

第3章のところなのですけれども、宮城らしさとは別な観点なのですが、今回初めて目指す姿というものを具体的に12ページの下の方にまとめて示されたのですけれども、前段の方から読んできて、最初に気づいたのが先ほどの方のご意見にもありましたけれども、「高い志」という言葉です。ここに急に志という言葉が出てきたので、少々唐突感があつてどういうことを示そうとしているのかなという感想がありました。それから、私は高校勤務ですので、志という言葉はいろいろなところで使いますけれども、広く一般的に、例えば小中学生も含めて考えたときに、その志ということについての受けとめ方がどうなのかなという気がしたところがあります。そういう意味で、後ろの方にも志教育ということについて26、27ページのあたりにあるのですが、ここにこういう文言を残すのであれば、もう少し、どういうことをイメージしての文言なのかというのがご説明をいただければなというふうに思ったところがあります。

なお、隣の13ページの(1)のところでは、夢と志というふうにちょっと違った表現でまた出てくるのですけれども、もしこの目指す姿を受けての(1)であるとすれば、その辺の整合性も少し考えてもいいのかなと、表現の問題なのですけれども、そんなふ

うに3章のところでは感じたところでは。

川島副会長

ありがとうございます。

一応、志教育の定義に関しましては26ページの重点的取組の中では下線つきで説明はされてはいるのですけれども、順番的には第3章が先に来ますので、そこで志教育とは何ぞやというところに対して疑問を持たれてしまうのではないかということですね。あとは、県としての志教育というところの定義、目指すところは何かということをもう少し明確にというご意見かと思えます。

この辺は、対応していますか。

教育企画室長

ここの3章の部分の前段部分は、先ほどの宮城らしさの関係も絡むのですけれども。ここのイントロダクションの中にそういう形のものが入れられるかどうかを、ちょっと考えていきたいと思えます。

川島副会長

ほかには、何かご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。きちっとまとめて直していただいていると思えます。今のその宮城らしさ及び志教育といったところに対する補完を多少いただければ、主に3章のイントロダクションのところ少し文章が追加されるとよりわかりやすいかなというのが一応の総意かというふうに思えます。よろしいですか。（「はい」という声あり）

それでは続きまして、多分今日の一番のメインのポイントになると思えます、第4章につきまして、ご意見を賜りたいというふうに思えます。

第4章の主な変更点というのは、今まで重点的、基本的な施策の方向性それから重点的取組いずれも項目数が非常に多いということで、この項目数をまとめていったところが一番大きな変更点にはなっております。資料3などにも前回の第4章に関しましての皆様方のご意見及びそれに対する対応が書かれておりますので、これも参考にさせていただきながら第4章に関するご意見をいただければというふうに思えます。

ではまた、皆様方がお考えの間に私から口火を切って発言させていただきます。

まず一つ目は、施策の基本方向のところ一番最初の第1、確かな学力と自立する力の育成というところに関しましてでございますが、この確かな学力の育成のところ、学習意欲というものをどう高めるかという、一番実は教育の中で根源的でかつ問題になっている部分を避けておられているということに今気がついたのでございますけれども、そのところは、やはり何らか、県として頑張りますという意味を見せなくてよろしいのかというのが一つまず、質問及び気づいた点でございます。学力を構成する一番大きな要因として、やはり学習意欲というものはきちっと抜き出してハイライトするべきかなと私自身は思うのですけれども、いかがですか。

教育企画室長

基本方向1のところ、16ページなのですけれども、ここに「確かな学力と自立する力の育成」という観点で書いてございます。それで、その最初の1行の部分に「学ぶ意欲を育み」と書いてございまして、その重要性については認識しているところでございます。その上で、基礎的な学力の定着という観点を踏まえて、その志教育といいますか目的を持ってということを展開していきたいということでこの基本方向については書いてあるところでございます。

川島副会長

では学習意欲を喚起する方法論の一つとして、「志教育」という言葉を挙げてきたという理解でよろしいでしょうか。その場合に、学習意欲という言葉在前面に押さなくてよろしいかというところを少し考えていただければ、と思います。多分、意欲というところは非常に重要な、かつ教育の現場で一番タッチできずに困っている場所だと思しますので、その学習の意欲をどう高めるかということに関しての施策であるということももう少し見えるようにされるとわかりやすいかなというふうに私自身は思います。

まだ考えていらっしゃるのであれば、続けて幾つかいきたいと思います。

順番に関しては、私が学力から入るのはいかがなものかということをお申しまして、それに対して知・徳・体で並んでいるという説明を今いただいたのですけれども。例えば基本方向を見ていると最初だけ知・徳で並んでいるだけで、あと並んではいないですね。ここも思想の問題だと思うのです。県の教育委員会として一番子どもたちの教育で何を大事だと考えているかということが一番に来るべきだと思うのです。これが学力だということであれば、それでよろしいと思います。教育委員会の思想が、学力を大事だと考えているということでもよろしいと思うのですけれども、僕としては、前も申しましたが心を第一に考える県であってほしいというふうに強く私としては県民の一人として願うところではございます。ですので、ここは私自身が前回は申ししたコメントでございまして、できれば再考慮をしていただきたいというのが一番大きな要望点であります。逆にそれが宮城らしさにもつながってくるのかなというふうに、私自身は思っております。これは意見でございます。

あともう一つは非常につまらないところなのですが、39ページ基本方針の5の図だけが非常にビジーなのです。ほかの基本方針は極めてわかりやすいというか、単純化したチャートが書かれているのですけれども、これだけ物すごくビジーな図が右ページにはめ込まれておまして非常に違和感を感じますので、ここはちょっと知恵を絞っていただいてわかりやすいフローチャート等に変えるという工夫をしていただければというのがお願いでございます。

私の方から気がついたところをざくざくっと申ししたのですが、委員の先生方よろしくお願いいいたします。

伊藤委員

18ページ、それから20ページにかかわりがあるのですが、当社でも障害のある方を学校からお預かりをして、今現在もお預かりしているのですけれども。そうした中で、企業とのかかわりというか連携、それをもう少し具体的にここに掲げた方がいいのではないかなということです。20ページの方も、「家庭・地域・学校が協働して」とありますけれども、この家庭の中で、以前も申し上げてはありますが、親を教育しなければいけない今時代になって、だれが親を教育するのかという議論もあったかと思いますが、そうした中で、企業というのは親の教育を含めて、そういう障害を持った方のお手伝いとか、そういうのできる場所だと思いますので、その辺の連携をもう少しここでもお願いしていた方がいいのではないかなというふうに思います。

川島副会長

産業界の力を借りるという文言も追加し、かつそういうコンセプトをつくるべきだというご意見でございます。この辺は教育委員会としてはストレスがあるところなのではないでしょうか。いかがなものでしょう。

教育企画室長 基本的な考え方として、地域あるいは企業様の力を借りて社会総がかりで教育をやっ
ていきたいという観点がございまして、そういうことで、重点的取組の中で、家庭には
こういうことをお願いしたい、あるいはその地域の中ではこういうことをお願いしたい
と記述している中で、企業にもこんなことをお願いしたいという形で今回記載している
ところとございまして、そういう意味では学校教育だけではなくて、企業にもお願いを
していきたいということを意識としては、かなり強く持っているところでございます。

川島副会長 伊藤委員のご意見としては、ここの中に「産」をきちっと入れるべきだというご意見
でよろしいでしょうか。

伊藤委員 私自身も含めてなのですけれども、家庭・地域と、それから学校が連携してというの
は非常に聞きやすい言葉なのですが、家庭・地域で、ではそれをだれがどのようにして
喚起するのかといった場合に、非常に疑問な点がある、というか本当にそうなるのでし
ょうか。その辺の、例えばきっかけづくりや人材教育の辺りというのは、企業がそこ
にかかわって、地域に戻ってこういう活動もやりなさいよというか、そういう地域とか家
庭の両親、家族にそういうような働きかけをできるのは企業が一番適しているのではな
いかなと思っています。それ以外に適しているところがあればそれでいいし、それ
から今のこの家庭・地域という文言だけで一緒になってということをごここに挙げたこと
によって、それがスムーズにできる環境づくりが進むのであればそれで構わないので
すけれども、その辺は甚だ疑問かなというところで、今、発言させてもらいました。

教育企画室長 例えば、38ページのところで「親の学びと子育てを支える環境づくり」を書いてご
ざいます。そこの中の、前段部分の下線の2段目とございすけれども、当然ここには
企業をはじめ、関係機関・団体など地域全体で子育てを考える環境づくりを進めてい
きたいという観点で書いております。あと、一番下の「子どもの生活習慣向上の支援」と
いうところですが、ここにも下から2段目とございすけれども、一般県民や関係機関
・団体、企業等への普及啓発を含めてということを書いているところとございすけれ
ども、もう少し書き込めるかどうか検討させていただきたいと思ひます。

伊藤委員 基本方向5の文言をそんなに変えずに、入れるとすれば地域の解釈の部分で、結局地
域というのは企業も当然入ってくる感じですから、そこを例えば地域、括弧として企業
・団体ということを入れ込んでいただくと、その企業さんにも分かりやすいのではない
かと思ひます。

川島副会長 よろしいですか。ほかに、今の件、あるいは先ほどの件、それから新しい件など、何
でも結構とございすので、委員の先生方、ご意見等ご質問とございましたらよろしくお
願ひいたします。はい、石垣委員、願ひします。

石垣委員 やはり地域がかなり大きなウエートを占めているというふうに思ひます。先ほど川
島委員の方からもありましたように、学習意欲をどういうふうにするのかということも
あったときに、隣にいる人、隣にいる先生、あるいは本当に目に見える人たちに対して

「ああ、ああいう人になりたいな」と、あるいは自分は今こうあるけれどもそうでなくても生きていけるというか、こういう選択肢もあるんだということを提供する非常に大きなチャンスになる、その意欲をつくり出すチャンスになるのだろうというふうに思うのです。そうすると、地域というのはそういうものを提供する非常に大事なところだというふうに思います。先ほどの企業というのを地域に含めるというのはその中の一つとして考えられると思うのですけれども、地域の中で子どもたちを育てていくといったときに、宮城らしさというのは、ではどういうところにあるのかと言ったら、先ほど話がありましたけれども、宮城県は非常に自然が豊かであり、またそこで働く人々があって、それに関連するNPOや関連団体もある。どこが突出してということではないのですけれども、ほどほどにある。このほどほどにあるというのは、実はつなぐと非常に大きな力を持ってくるというふうに思っているのです。大学があって、たくさんのいろんなことを教育できることもあり、それから地方のNPOや各種団体の人が学校の支援に回ることもできる。そういうものをどうつないでいくか。これがもしかしたら、宮城県の有益な教育の芯になっていくのかなという感じがするものですから、そういうところが少しどこかに入っていると少し浮き出てくるのではないだろうかと思います。ほかの県でも頑張っていますので、宮城県はこの点が優れているというのを見つけるのは非常に難しいかなと思いますから、そういうところで考えていくと、かなりいろいろなところで整理がついていくのではないかなという感じがします。

川島副会長 ほかに、ございませんでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

竹田委員 40ページの重点的取組9のところ、「地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり」というのがあるのですが、教育を進めるに当たって一番大事なのがやはり全員がその当事者意識を持つことだと思っています。ですので、その教育現場の実際の声を積極的に吸い上げて、さらにその声を柔軟に反映させていくような体制をどうにか盛り込んでいただけないかなということを感じました。若干、「協働による」とは書いてあるのですが、少し一方的な印象を受けたので、意見を出させていただきました。

川島副会長 ありがとうございます。ただいまのご意見等について、教育委員会の方は何かありますか。

教育企画室長 今回の竹田委員の発言と、石垣委員の発言の関係なのですけれども、社会あるいは企業との連携をどういう形で作っていくかという極めて大事な話かなと思っています。それで、例えば27ページあたり、ここは、先ほど言いました志教育の観点で書いているところです。そこの中の26ページでいきますと、一つの小さな箱の中に志教育の推進体制の整備という形で書いてございます。そこの中に、この志教育という学ぶ意欲について、当然、その地域・企業との連携の仕組みをつくっていかないとだめなのではないかと思っていまして、ここの27ページのこういう形の仕組みを、地域あるいは地元の産業界を含めてつくっていくということが重要な点かなと考えております。そこはこれからも考えて行きたいと思えます。

川島副会長 ありがとうございます。

ほかには、ご意見ございませんでしょうか。ぜひディスカッションを喚起したいなど思っていますのは、例えば27ページに新しく出てきたキャリア教育のかわりに出てきた志教育というもののスキームが書かれております。非常によい言葉だと思うのですが、志教育の目指すスキームが、果たしてこの範囲だけで十分と皆様方お考えなのか、もっと絞り込むのか、もっと広げるのかといったようなご意見ももしございましたら、お聞かせ願えればと思います。

振っておきながら何ですけれども、私自身なぜ今問いを発したのかと申しますと、ここでの志教育というのはキャリア教育の言い換え、組みかえの言葉なのですが、志というのは最初にディスカッションがありましたけれども、もっともっと広い概念を含むところでもあります。教育の中で、確かにキャリア教育で大人がきちっとした背中を見せるということはとても大事で、これを教育の中で具現化するというの具体的なところとしてはとても大切だというふうに私自身も思っております。もう一つ大事な視点がございまして、これは我々が歴史・時の流れの中の一員だという感覚でございまして、その歴史の中の一つのつなぎ手であるというそういう長い悠久の時間の中の一部だという感覚、地域の中の一部だと、それから歴史の中の一部だという感覚。こういう大局観の教育というものが全くなされていなくてために私自身の思いとしては、自分のことしか考えない子どもたちが増えてきているし、そういう大人が増えてきている。これは要は、少し前までの教育の中では、道徳の教育もあった中で、きちっと我々は地動説であったわけで、地球が動いているということを認めていたのですけれども、非常に近視眼的になって天動説にまた戻っちゃったような感覚を今の学生たちを見ていて私は感じています。ですので、この「志教育」という非常によい大きな概念の中にそのような長い歴史のスパンを考えた中で、自分の立ち位置をイメージできるような教育というところまで少しだけ踏み込んでいただくと、道徳教育という言葉は今、嫌がる人もいらっしゃると思いますので、そのまま使えないと思うのですけれども、自分たちがそういう歴史の中の一部だ、地域の中の一部だ、それを後世につないでいかななくてはならないという使命を帯びているといったような、そういう大局観の教育みたいなものも含めるような可能性を文言の中に入れていただいて、それを施策の中で積極的に具現化していただきたいという思いを、私自身は哲学的なところで思っております、そこら辺を何かうまくくっつけるようなお知恵を教育委員会の方で出していただけたらうれしいなというのが正直なところでございます。そうすると物すごく厚みのあるコンセプトになるのかなという気はするのです。

教 育 長

今、お話があった点ですが、難しいというか、高尚な議論になるわけですが、今回、一般に言われています「キャリア教育」の概念を、なんとか強調したいという意味合いがあって、明らかにするために「志教育」という概念を初めて出してみたわけですが、これは直接的には、改正教育基本法のなかで、「国家社会の形成者として」という言葉が加わりまして、要するに社会の構成員として次なる社会を担っていく存在であるわけですし、それを新しい基本法では「公共の精神」というように表現されているわけですが、そのような公共の精神についても今回の「志教育」で表現したいという意図もあるわけです。

その場合の「社会」というのは、地域社会もあり、世界という捉え方もあろうかと思えます。それに加えて今、川島先生からお話がありましたように、社会というものを水

平的な意味で捉えるのではなく、時間軸も含めて捉えるということで、うまく取り込むことができるというなと思っております。少し検討させていただきます。

橋 委 員 すみません、内容については大変精査されてよくできていらっしゃるなというふうに感心して拝見しているのですけれども、多分この書類が一般に出た場合、非常に細かくごらんになる方たちもいらっしゃると思うので、例えば29ページのソーシャルワーカーの説明の文書なのですけれども。家族、友人関係にというところの前に括弧があるのですけれども、括弧閉じがなかったり、それからその横の図のところ、豊かな感性の下なのですけれども、一番下の黒丸のポチの後に点々というような形があったり、完成されていない部分がちょっとあるのかなと思っておりますので、きちんと完成させていただければと思います。以上でございます。

川 島 副 会 長 非常に重要な指摘かと思えます。最後にパブリックコメントを出す前に、細かくチェックを事務局の方でよろしく願いいたします。

ほかは、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。また後でお気づきになった点がございましたら、いつでも戻れますので、とりあえず第4章のところはここで終わりにいたしまして、続いて5章の方に入りたいと思います。

第5章の方は、もうこれは文言の修正といったところが主な修正点であったというふうに思います。資料3を見ていてもそんなに5章にかかわるところでは大きく切りかわってはいないというふうに思います。何か、5章に関しましてご意見ございますでしょうか。

振り返って1章から3章、4章に戻られてのご質問、ご意見でも結構でございます。青沼委員お願いいたします。

青 沼 委 員 46ページの(1)番、要するにアクションプランの策定ということで、当初のアクションプランについては本計画策定から4年間については策定するということですが、これは毎年策定するような状況になるのか。あるいはもっともっと私自身ちょっと疑念を持っているのですが、じゃあ10年後どのように総括をして策定していくのだろうか。いわゆる評価をして、そして改善に向けた形というのはどうなのだろうかというのと、前回確か93年だったでしょうか。前回の進行管理の部分というものについてもどのような形で総括をして評価をしたのだろうかということも、どこかで文言として出す必要があるのではないかなとそんなふう感じております。以上です。

川 島 副 会 長 はい、ありがとうございます。今のご指摘に関しまして、教育委員会の方から何かございますか。

教 育 企 画 室 長 1点でございますが、アクションプランにつきましてはこれは毎年毎年つくっていくのではなくて、第1期目については4年間の形で作っていきたくて考えております。

あともう一つ、この全体の評価でございますけれども、下の方にPDCAサイクルによる進行管理という形で書いてございます。いずれその教育施策、これは全般にわたるものでございますけれども、この評価というのをこの計画に基づいて毎年やっていく形になるのかなと思っております。これは10年計画でございますので、いずれこれ

らの計画をまた新たにつくるということになった場合についても、この計画についても1回再評価をしていくという必要性も出てくるだろうなと思ってございます。

青 沼 委 員 10年プランということでこれを県民が見たときに、少なくとも4年先までしか考えていないというふうにはしか読めないで、そこを、要は10年間のタイム構成を明示するという作業は必要ではないでしょうか。例えばアクションプランを4年間立てて、それでそのPDCAサイクルで評価を毎年した上でそれを受けて、さらに第2期のアクションプランを立てますといったようなところまで書かれないと、10年計画の中で4年でおしまいなのかというふうに普通に読むと感ずります。

川 島 副 会 長 ほかは、ございませんでしょうか。すべての章にわたってのご質問、ご意見で結構でございます。もう一度お願いいたします。

青 沼 委 員 26ページですけれど、先ほどこの「志教育」ということが、今日初めて文言として提示されたと思うのですが、「志教育」になった場合の考え方というのと、私自身が中学校現場で取り組んでいますいわゆる従来のキャリア教育という考え方と、ほぼ変わりはないのだらうなと思うのですが、勤労観とか職業観、あるいは成長過程に伴うそのプログラムの中でのいわゆるその教育課程の中でキャリア教育を行ってきた。そしてそのことがつまり10年後にその子どもにとってのその具現化する職業観に対するそのステップの糸口であると、そんなふうには思っています。それがイコール「志」ということが非常に唐突なところがありますので、先ほどから議論されていますように、前もって冒頭にこの志教育はこんなような形で本県としては位置づけているということ、第4章よりももっと前のところで言及すべきではないかと思えます。目玉になるのではないのかなと、そんなふうには感じておりますので、その辺の意見はどうなのかなと思っております。

川 島 副 会 長 ありがとうございます。お願いいたします。

庄 司 委 員 私も今日初めてこの言葉を見て、冒頭に申し上げたように第1章から読み始めたときに突然「高い志」という言葉が出てきたので、少し違和感があったのですが、後段を読むとその具体的な説明が出てきていまして、なるほどなというふうな思いがしました。やはり全体を読んでみて、かぎ括弧つきの志教育というのは物すごく目立つというか、すごく目を引くと思うのです。こういう言い方は失礼ですけど、この志教育をやる本気度みたいなものを出すのであれば、もう少し前の方に、ほかの県はどういうふうになっているかわからないのですけれど、例えばサブタイトルなんかがあるときに、そういう言葉が入るとか、そういう形でこれを大事にしてキャリア教育の部分だけではなくてその学力であれ、その規範教育の部分であれ、そういう中にこの志教育というものをいろいろな発達段階とかいろいろな角度から織り込んでいくような、そういうふうになるとこの言葉がすごく生きてきて、先程から出ていますように宮城らしい目指す教育の姿が出てくるのかなという感じ受けながら今日読ませていただいたところでした。以上です。

川 島 副 会 長 ありがとうございます。この「志教育」という概念をもっときちっと押し出し、かつ

クリアにしていくべきだという我々委員の意見であるというふうにお受け取りいただければと思います。

そこを絡めていきますと、知・徳・体の考え方もやはり徳と知のコンビネーションでいうとどちらかという徳に足場を置いた感覚だと思いますから、そこら辺の強調の仕方を含めて検討いただければというふうに思います。恐らく、単なるキャリア教育という身近なところではなくて、何のために学ぶのか、だれのために学ぶのかという一番根源的な哲学の問題を含む概念でございますから、これはきちっと、それでかつそれを非常に表現しやすい、キャッチとしては物すごくわかりやすいキャッチをつけていただいたと思いますので、これを全面的にきれいに散らしていければという意見です。ぜひ反映させていただければというふうに思います。

ほかに、ございますか。いや、志教育はいかんという意見でもいいと思うのですけれど。はい、どうぞ。

竹 田 委 員

今の議論の志教育についてなのですけれども、やはり志教育をするからには教育する教員をさらに教育することが必要だと思うのです。その教員に対して志教育とは何かということを経験するなど、教員を育てるためにどういう取り組みをなされようとお考えなのかというのが知りたいというのが1点です。

あとは、個人的な意見になってしまうのですが、その志教育という言葉、文言を出されたのは何かしら事務局側の、それこそ志があってこういう文言が出てきたのではないかなと思うので、できればその事務局側の志というものを少しお伺いしたいなと思います。以上です。

教 育 長

直接的には、宮城県の高校生の出口の問題ですが、進学率が常に全国平均と比べて低いという実態があります。それから就職内定率・決定率が、宮城県には職場は結構あるはずなんですけど、東北6県を見ても、常に下から二番目ぐらいなんです。なぜなんだろうかということ考えると、なぜなのか、よく分からないんですね。先程お話がありましたように、高等教育機関もたくさんある中でなぜ低いのか。

結局は、やる気の問題じゃないかという感じがするんですね。よく見れば、あえてしゃかりきになって頑張らなくてもなんとかやっていける、それが宮城県の優位性だという捉え方もできるかもしれませんが、それはそれとして、自分はこういう人生を目指すんだ、こういう人間になりたいんだという志をきちっと持つということが大事なのではないか、そういった意味で、キャリア教育が重要ではないかなと思っているのですが、これを単にキャリア教育という言い方をしますと、どうも、いわゆる就職対策など狭い捉え方をされがちだということがあります。そこで、高い理念を掲げて、しっかり目的意識を持って生きていけるような教育をこれからやっていこうという決意を込めて志教育というコンセプトで捉えるということでございます。

これを単にキャリア教育の言い換えとするのではなくて、もっと高い理念とすべきだという趣旨のご意見が多いと見受けられましたけれども、そういったことでなお、より県民にアピールできるものにするためにどうしたらいいのか、今日の議論を踏まえて、もう少し検討してみる必要があるのではないかと考えています。なお、教員の資質向上と申しますか、研修についても、もしこの取組が今後、全県的になってくれば、教員としての研修についても力を入れていかなければならないと思っています。

川島副会長

可能かどうかわかりませんが、欲を言えば、34ページの重点的取組6で教員に対する教育をきちっとやりますという話をしておりますので、その志ある教員を育てるというようなことを上手に書ければ、志の教育ということ子どもだけではなくて我々は教育全体で考えていますというアピールにもなるかとは思いますが、貴重な竹田委員のご意見でございましたから検討してみてください。その教員教育のところ、少し紙も白いところ余っていますのでつけ加えることもできるかと思えます。ほかに、お願いいたします、橘委員。

橘委員

毎回、竹田委員の発表のご意見のまとめ方が非常に上手なので、宮城大学ではどのような授業を展開してご指導していらっしゃるのかなというふうに思っています。

私も毎年学生さんのリクルートのときの審査員やっていますのでけれども、いつも思うことは宮城県の生徒さんたちは非常に資質の高い方たちが多いのですが、自己表現力が非常に低いというふうに思うのです。例えば青森ですと、私どもの場合東北6県に求人かけていますので、ほかの県からも随分受けてくださるのですが、青森県や秋田県のように大変寒い地域の方たちは、我慢強さもあるのですが自分の売り込み方も非常にうまいというふうを感じるのです。多分宮城県のこの教育の中に、小さいころから自分の意見をまとめてみんなの前で発表する力というのを醸成していくと、かなり違ってきて就職内定率も高くなるのではないかと思いますので、余計なことかもしれないのですが申し上げておきます。以上です。

川島副会長

ありがとうございます。発信力といったようなところに焦点も当てるべきではないかというご意見でございました。「確かな学力」の定義の中に入れられるかもしれませんので、ぜひご検討お願いできればというふうに思います。

ほかに、今日ご発言のない委員の先生方からもぜひお願いしたいのですが、はい、お願いします。

山城委員

山城でございます。

先程川島先生の色々なお話、行き着く所はみな、心の世界に集約されて行くのではないかと思ったりして聞いておりました。

気概と言われれば、我々の少年時代はクラーク先生の言葉があり、それを気概として、学び努力して行こうと教えられたわけですが。

今一番問題なのは、社会の著しい環境変化、構造変化に翻弄されている学校環境の中で、気持ちが相当病んでしまっているお子さんが多いのではないかと感じてなりません。先程、伊藤委員もおっしゃいましたが、今、家庭教育の実態がどう有るのが問われていると思います。家庭教育力との発言も有りましたが、問題なのは、家庭の教育意識の格差が非常に大きくなってしまっていないかと思えます。家庭持ちの社員を見てましても、自分から考えを積極的に導き出そうとする人が大変少なく、指示すれば一層懸命やってくれますが、指示したところまでで、後の思考は止まったまま。よく言われることかも知れませんが、アナログ時代に育って来た者とデジタル時代に育ったものの大きな違いかも知れません。そこに、自分の子供たちと、将来を夢を語り合ったり、心情を大切にされた日常会話が有るのかなと気になることもあります。家の孫たちを見ていても、我々

が操作を覚えるのに苦労している携帯や家電機器を、感覚的にどんどん使いこなす、正にデジタル人間となり、物事を段階的に見極め、そこに自分の考えを織り込み、成長させてゆくことが大変不得手となってしまっている気が致します。「考える」ということに一層力を入れて教育に取り込むことが必要ではないでしょうか。

川島副会長

ありがとうございます。大変貴重なご意見であったというふうに思います。ぜひ、コンセプトとしていろいろ盛り込んでいければというふうに思います。

ほかに、ご発言のない委員の先生方でご発言いただけませんか。よろしいですか、このまま今のところをとりまとめた形で、パブリックコメント等々作成に進んでいくことになると思いますが、よろしいでしょうか。

では、これでここまでの議論を終わりにしたいと思います。全体的な総括として、これ私個人の感覚、気持ちでもあるのですが、今の教育の一番の問題の根源がどこにあるのか、恐らくその教育の方法論の問題ではないというところは皆さん共通しているのではないかなというふうに思います。では根源はどこにあるかということで、私なりの解釈というのは、やはりその多様性という言葉を隠れ蓑にして、人としてあるべき生き方、人としてあるべき方向性といったものの教育を我々が放棄してきたからではないかというのが、私は一番大きな問題だと思っています。どうあるべきかということを見ると、多様性の社会だからということで必ずネガティブに押し込められるというのが現状でございます。そういった中で、その志の教育という人としてどうあるべきかということを進んでいくんだという意思を、教育のこの基本計画の中で強く押し出していくことができれば、これは私としてはかなり画期的だというふうに思いますので、私自身はエールを送りたいなというのが正直な感想であります。これが私の総括、感想でございました。

では、議事の2、その他というところに入っていこうと思いますが。特に事務局の方から用意された議題というのは、1点だけございました。その前に委員の先生方から何かその他、これらにかかわらず何かおっしゃりたいことございましたら、ぜひお願いしたいと思います。はい、よろしく申し上げます。

伊藤委員

「志教育」には、私も感動を受けましたので、ぜひキーワードとして使っていただきたいと思います。

あと、今日の議題とはあまり関係ないのでございますけれども、今県の産経部局を中心にして県産県消ということをやっているわけですが、その中で、学校給食の取組の方向性として、県産品の活用というのをどのようなスタンスで捉えられているのかというのを、お伺いできればと思います。

川島副会長

はい、お願いします。

佐々木課長

スポーツ健康課です。学校給食は、生きた学習教材だという捉え方をしています、学校給食の中でも、地産地消を進めたいと考えております。ただ、学校給食の中だけで地産地消が押しつけられるとなかなか難しいところがございます、例えば地場産品がなかなかそろわない、あるいは必要なときにどうしても時価が高くなってしまうとか、いろいろ問題があるのですが、農政部局とも連携しながら、地産地消を一步ずつ進めて

いきたいというふうに考えております。

川島副会長

余計な一言かと思うのですが、コストがやはり地産地消の場合、一番問題になってくるといことが、学校給食の場合にありますね。その辺りは、ぜひ次の知事さんと、地産地消を進めるためにも考慮いただけないかという交渉をしていただくと、よりいいのかなと思います。多少コストを高くしても、その辺りを補助金等々で、県民の痛みを分かち合いながら投資して行って、子供たちが今自分が食べているのは宮城のどこの何だというのがいつもわかるような、社会をつくれるといいのかなと思います。これは余計な一言でした。

伊藤委員

長くなって恐縮なのですが、学校給食の場合、かかわる関係者が多数いらっしゃるわけで、ご案内のように栄養士さんがいらっしゃる、学校の先生がいらっしゃる、もちろん生徒もいますし、あとPTAの方々がいらっしゃいます。教育委員会がございます。その中で、栄養士さんが献立を組むわけなのでしょうけれども、その場合に、例えば地産地消をやりたいと思って食材をとっても、地元の食材で例えば「虫が出たよ」という言葉が出れば、校長先生なり学校の関係者の人が「PTAと父兄からそういうふうに言われて困るから出ないようにしてよ」というふうに指示がいけば、完全に調理施設の整ったところでとるようなものしか結局使えないというようなことになってしまうわけなので、その関係者団体でもう少し、その市や町のものを使うための協議をしていただくことが必要ではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

林一ツ健康課長

基本的に学校給食は、市町村教育委員会が管轄しております。その中で、今おっしゃられたようなことができるように、ここに首長さんがいらっしゃっていますけれども、ぜひ首長会の中でもそういうお話を出していただければと思います。我々としては、まだ今、給食室そのものもウエット方式といって水で流す方式のものを今度はドライで使ってくださいと、できるだけ食中毒を出さないような仕組みとなるように、できるだけドライにしてほしいのですがどうしてもお金がかかってしまうということでできない状況もありまして、その中でも一生懸命頑張っているのが現実でございます。そういうような中で、今ご指摘いただいた件につきましてはいろいろな機会を捉えまして、お願いはしていきたいというふうに考えております。

伊藤委員

その協議の中で多分そのメニューをつくるにしても、例えば栄養バランスを考えたメニューを組んで、その中で今の旬の野菜が使えるかというようなことで1品、2品使われるのでしょうかけれども、逆にその栄養バランスはもちろんですけれども、それを旬の野菜やそのほかの旬のものを、いろいろな料理にかえて提供するというをきちっと栄養士さん等々にそういう環境も含めて指導してあげることによって、かなり県産県消という、県が今年旗上げしてやっている一つの儉約になるのではないかなと思うのです。学校給食のメニューの組み立て方も含めて、ぜひ協議をお願いしたいというふうに思います。

佐々木(と)委員

そのことに関してなのですが、私は、白石市で食育推進協議会の委員になっていますが、各市町村で今そういうプランを立てているのです。その中で学校給食の中に地元で

とれるものを何とか入れようということで、その会議の中でいろいろと考えられて、やはり、コストがかかるとか、どうしてそれが入れられないのかというようなことで話し合いが行われているのですが、各市町村でも学校給食の中に地場産品を取り入れようという動きは、結構考えられているのではないかなと思っています。

川島副会長 ありがとうございます。栄養士・栄養教員は今おっしゃられたように地場産品を使いたいという思いは確実に持っていて知識もございます。何がネックになっているかというと、やはりコストが一番ですね。ですからこれは、どちらかと言うと彼らの教育云々の問題ではなくて、行政のスキームに対する提案をしていかないとものが変わらないというふうに認識していただくといいかもしれません。そういう意味では、この審議会からそういう意見が出たということを上の方にうまくお伝えいただければというふうに思います。

竹田委員 パブリックコメントの募集をするのですか。

川島副会長 パブリックコメントについては、これから事務局の説明がありますので、そのときにもし質問があればお願いします。

教育企画室長 本日も、教育振興基本計画の答申中間案につきまして、様々なご意見をいただきましてありがとうございます。本日いただいた意見につきましても反映をして、会長、副会長と調整させていただきたいと思っておりますが、それとともに、県民にこの計画について意見を聞く、次のステップに行きたいと思っております。それで今回の資料4でございますけれども、パブリックコメントの実施要領をお示しさせていただきました。

「1 目的」ですが、教育分野に限らず、県の計画につきましては、県民の意見を伺いながら作成するというところでパブリックコメントという制度を設けているところでございます。それで今回、この教育振興基本計画の答申中間案につきましても実施していきたいということで考えてございます。

実施機関は、県の教育委員会と考えてございます。

実施方法につきましては、この答申の中間案は、これから反映して修正していくわけでございますけれども、修正した案を公表することを考えてございます。

公表の仕方でございますけれども、県教育委員会のホームページ、あるいは県庁地下1階にございます県政情報センター並びに各地方振興事務所の県政情報センターの中に中間案を配架していきたいと考えてございます。また、(2)でございますけれども、河北新報の「県からのお知らせ」欄の方にも掲載し、広く県民の方にお伝えしていきたいという形で考えてございます。

今の予定でございますけれども、今日いただいた意見をどういう形で調整できるか、その日数にもよるわけでございますけれども、10月16日から1か月間、遅れることもありますけれども、1か月は確保して、県民の意見を伺っていきたくて考えているところでございます。

次に、6でございますけれども、意見の取扱でございますが、いただいた意見につきましては直近の審議会に報告するという事になってございますので、次の審議会に報告していきたいと考えてございます。また、4でございますけれども、提出された意見

の概要とこれらに対する審議会の意見も公表することになってございますので、いただいた意見に対する審議会の考え方についても次回、皆でご議論をいただきたいと思っております。

このような形で、10月16日からとは書いてはいますが、日程は、会長、副会長の方にも相談させていただきまして、今日いただいた意見をどういう形でまとめるかということがありますけれども、1か月間は、パブリックコメントを実施していきたいということでございます。以上でございます。

川島副会長 ありがとうございます。ただいまのパブリックコメントに関します説明に関しまして、質問ご意見はございませんか。

竹田委員 パブリックコメントを募集する際の工夫というか、資料作成の際のお願いなのですが、まずこの計画を読むのが多分結構ボリュームがあるので、県民の方々が苦勞を思うと思うのです。ですので、ボリュームを見たときに読もうと思う方が少なくなってしまうと思うので、その取っかかりの一つとして、難しいとは思いますが1枚の図解でまず視覚的に引きつけて、後で中身を読んでもらうというような工夫をしていただけたらより多くコメントが集まるのではないかなと思います。真ん中に志教育と大きく入れていただけるとありがたいのですが、検討していただければと思います。

川島副会長 ほかに、ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、パブリックコメントに関しましては手順としてはこの資料4のとおりで進めていこうと思っております。資料の公表は、インターネット中心になってしまっていて、高齢の方などにとっては大変かと思っておりますけれども、致し方ないということでこのまま進めていこうと思っております。また、基本的な中身に関しましては、資料1を今日の審議の内容、それから今ご意見をいただいたように、例えば表紙として何かわかりやすいものをつけられないかということを検討していただいた上で、私と四ツ柳会長と一緒に検討したものでパブリックコメント資料とさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかは、よろしいですか。言い残したことございませんか。

それでは、事務局の方へマイクをお返しいたします。

事務局 限られた時間の中で貴重なご意見を賜りまして、大変ありがとうございました。

本日お話いただけなかったご意見等がございましたら、お手元の用紙にご記入の上ファクスまたは電子メールなどで事務局あて御連絡くださるようお願いいたします。

また、パブリックコメントの手続の関係上、大変勝手ながら明日14日の午前中までにご連絡いただけますようお願いいたします。

最後に、次回の審議会ですございますが、11月下旬ないしは12月上旬を予定しておりますが、詳細な日程につきましては会長、副会長と相談の上、事務局から改めてご連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第6回宮城県教育振興審議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

.....